

# 「カニなどの海産物」を勧める悪質な電話勧誘販売にご用心!!



## トラブルに遭わないための3つのポイントをご紹介します!

### 1 見知らぬ業者からの突然の電話には用心しましょう!



お久しぶりです。前にカニを買っていただいた北海道の店です。昔の伝票を見てお電話しています!(全部うそだけど…)

昔行った北海道旅行の際に寄ったお店かなあ。



### 2 話を長引かせずに早く断り、電話を切りましょう!

- 断るときは、「いりません」、「関心ありません」を大きな声で、はっきりと言いましょ。
- 事業者と連絡がつかなくなるケースもあります。契約しないことも大切です!



今だけ! 49800円のカニを、特別に19800円に値下げします! お得ですよ! どうですか?

お店でちゃんと商品を見て買いたいのので…  
**いりません!**  
**関心ありません!**



そういわずに…  
サービスでホタテとイクラも付けます!  
本当に美味しいんです! 食べてみて下さい!  
私を信じてください。お願いします!

しつこいなあ。もう疲れた…

わかりました。買います…



### 3 断りきれず購入してしまっても… 海産物などの生鮮食品もクーリング・オフできます!

- 契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。
- クーリング・オフ期間を過ぎているようにみえても、契約を解除できる場合があります。



だめですよ!  
生ものはクーリング・オフできませんよ!

カニを買いましたが…  
やっぱり、  
クーリング・オフしたいのですが…



そんな…

こんなときも・・・諦めずにすぐ相談しましょう! ➡

電話勧誘で購入したけど解約したい・・・

# 「クーリング・オフ」ってどうやるの？

## クーリング・オフの手続



- ① 電話勧誘販売に係る契約書面を受け取った日を含めて**8日以内**に書面で通知します。
- ② 契約(申込)年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名、「契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ 必ずハガキなどの書面に書いて、表・裏ともにコピーを取ります。コピーは大切に保管しましょう。
- ④ ハガキは「**特定記録郵便**」または「**簡易書留**」などの「出した日付」が分かる方法で出して、受領書などをもらい、保管しておきましょう。

## ハガキの書き方の例

契約解除通知書

● 契約(申込)年月日：○○年○○月○○日  
● 販売会社：○○会社  
● 担当者名：○○○○  
● 商品名：○○○○一式  
● 契約金額：○○○○、○○○○円

右の契約を解除いたします。

○○年○○月○○日  
住所  
氏名

クーリング・オフの方法が分からないときは、消費生活センターなどに相談しましょう！

## ■ ご相談・お問合せ

### 関東経済産業局 消費者相談室

電話：048-601-1239

受付曜日：月曜日～金曜日  
(祝祭日・年末年始を除く)

受付時間：10:00～16:00

### 消費者ホットライン

事業者とのトラブルについてお悩みの方は、  
消費者ホットラインにご相談ください。

消費生活センターなどお近くの相談窓口をご案内します。

消費者トラブル ひとりで悩まず  
すぐ相談 消費者ホットライン

☎188